

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年九月十九日奈良県指令建第九二一七八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月五日建第八〇七五号

三 開発区域に含まれる地域

高市郡明日香村大字川原七三番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大谷七一八番地二二
福井聡

一 許可番号

平成二十五年一月十一日奈良県指令建第九〇一六九号

平成二十五年八月十六日奈良県指令建第九〇一六九一一号

平成二十五年十月二十九日奈良県指令建第九〇一六九一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月五日建第八〇七六号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市南妙法寺町五八四番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市八木町一丁目一番一八号

橿原市長 森下豊